

第一回 参議院厚生委員会会議録 第二号

	<p>付託事件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の恩給増額に關する陳情(第六号) ○食肉統制價格撤廃に關する陳情(第六二号) ○聖靈生命眞理療法保護法規の制定及び名譽恢復に關する陳情(第四号) ○兒童の福祉増進に關する法令制定の陳情(第七号) ○恩給法の改正に關する陳情(第十二号) ○恩給法の改正に關する陳情(第三十八号) ○都市官公廳職員の生活安定に關する陳情(第六十六号) ○戰死、戰災遺族並びに傷病者の更生に關する陳情(第五十号) ○戦病の予防等の一部を改正する法律案(内閣送付) ○國民健康保険組合制度を改革することに關する陳情(第六十号) ○傳染病予防法等の一部を改正する法律案(内閣送付) ○國庫補助金に対する國庫補助金の増額等に關する陳情(第九十八号) ○青少年禁酒法案(小杉イチ議)
<p>○保健所法を改正する法律案(内閣送付)</p> <p>○保健所法を改正する法律案</p> <p>○委員長(塚本重蔵君) それではこれより開会いたします。本委員会に、傳染病予防法等の一部を改正する法律案</p>	<p>保健所法を改正する法律案、何れも予備審査のための議案であります。が、本日委員会を開きまして、当局の提案理由の御説明をお伺いし、審議をいたしたいと思います。</p> <p>○國務大臣(一松定吉君) 只今上程せられました傳染病予防法等の一部を改正する法律案の提案の理由を説明申上げます。</p> <p>○國務大臣(一松定吉君) 只今上程せられました傳染病予防法等の一部を改正する法律案の提案の理由を説明申上げます。</p> <p>○國務大臣(一松定吉君) 只今上程せられました傳染病予防法等の一部を改正する法律案の提案の理由を説明申上げます。</p> <p>○國務大臣(一松定吉君) 只今上程せられました傳染病予防法等の一部を改正する法律案の提案の理由を説明申上げます。</p>

	<p>迫の状況を緩和する一助といたしますと共に、積極的にこれら疾病の予防措置を一段と強化推進することにいたしと存する次第で本案を提出したのでござります。何卒御審議の上速やかに可決あらんことをお願い申上げます。</p> <p>○國務大臣(一松定吉君) 只今上程せられました傳染病予防法等の一部を改正する法律案の提案の理由を説明申上げます。</p>
--	--

	<p>○委員長(塚本重蔵君) 第三に結核、性病、歯科疾患その他の疾病的早期に保健所は公衆衛生の向上及び増進を行ふことと、これら疾病的予防の業務は、主として都道府県知事の責任において、地方自治團体の行う事務として遂行せらるべと、これら疾病的予防の業務は、主として都道府縣が支出いたし、これを経費は、都道府縣が支出いたし、これに對して國庫は法定の率により補助をされられておるのであります。然るに終焉後、社会情勢の変動に伴いまして、経費は、都道府縣が支出いたし、これら疾病的予防は増加の傾向にあります。これが予防撲滅のため都道府縣におけるの止むなきに至つておるのが現状でござります。而も地方財政逼迫の状況は各位の御承知の通りであります。この止むなきに至つておるが現状でござります。これが予防撲滅のため都道府縣におきましては、莫大なる経費を計上すれば、これらの疾病は増加の傾向にあります。これが予防撲滅のため都道府縣におきましては、夙に財政上の必要よりこれら疾病予防に関しましての国庫補助率の大幅引上げを強く要望いたしておるのでござります。</p> <p>○委員長(塚本重蔵君) 本日の会議に付した事件</p>
--	---

	<p>○傳染病予防法等の一部を改正する法律案</p> <p>○保健所法を改正する法律案</p> <p>○委員長(塚本重蔵君) それではこれより開会いたします。本委員会に、傳染病予防法等の一部を改正する法律案</p>
--	---

わゆる法定傳染病を傳染病予防法として申しますので、今申しました結核、トラホーム、寄生虫、頬、精神病、花柳病、この補助率が創設費に対しましてはそういうものが二分の一の補助になつております。経常費が、先に大臣より御説明ありましたように、六分の一乃至三分の一ということになつております。今般政府の方でこの問題を取上げまして、創設費は全部在來通り二分の一、それからその他結核でありますとか、花柳病でありますとか、精神病、或は頬病というようなもので診療をいたしておりますものは、收入を差引きましたものの三分の一で從來通りにこたしておられます。そうではない結核トロボーム、その他のもので、ここに書きましたようなものは予防的措置をいたしております。そういうようなものに対する対応は、只今申しましたように二分の一補助であります。在來あります二分の一補助であります。在來あります二分の一補助であります。それは直しません、率だけあります。その外のもの、頬病でありますとか、精神病は、在來の法律で六分の一乃至三分の一となつておられます。これは直しませんで、率だけあります。これは直しませんで、率だけあります。

○中平常太郎君 この際傳染病の蔓延について大臣の御所見を伺いたいと思いますが、工場衛生の不備のために、主として私の考えるのは鐵維工業が主であります。その従業員の大部分が

女子であります。而もそれが習慣上今まで未婚の女子が皆工場に通うのをあります。通う期間は大体において結構あります。年を普通といたしております。それが三年、五年を普通と申します。それが皆渡渉たる生氣に満ちた血の躍つておるところの娘が、工場へ参りまして二年を普通と申します。それが

潤の状態でおるのであります。さまでまな原因があるけれども、それが今度農村へ帰つて参りまして、純粹な綺麗な農村に入つて来て、これが休む状態は実に見ておれない。親は辛抱りに行き妻刈りを行つておるが、娘は白足袋をはいて座敷で寝ておるのが常態であります。それが一村に初めの間は一人、二人という状態であつても、最近はどこの村に行きましても、これが非常に結核の蔓延の誘因をなしておるのは、工場の方から貰つて来るのが主たる原因になつておるのでございます。然るに工場の方におきましては、實際入社する場合に適当な健診をやらない。健康診断をやつてこれを使ひ、毎月健診をやつて、予防衛生に向つて十分にやるなれば、私はそれ程までに病院で六分の一乃至三分の一となつておられます。これは直しませんで、率だけあります。

○中平常太郎君 この際傳染病の蔓延について大臣の御所見を伺いたいと思いますが、工場衛生の不備のために、主として私の考えるのは鐵維工業が主であります。その従業員の大部分が

女子であります。而もそれが習慣上今まで未婚の女子が皆工場に通うのをあります。通う期間は大体において結構あります。年を普通と申します。それが三年、五年を普通と申します。それが皆渡渉たる生氣に満ちた血の躍つておるところの娘が、工場へ参りまして二年を普通と申します。それが

潤の状態でおるのであります。さまでまな原因があるけれども、それが今度農村へ帰つて参りまして、純粹な綺麗な農村に入つて来て、これが休む状態は実に見ておれない。親は辛抱りに行き妻刈りを行つておるが、娘は白足袋をはいて座敷で寝ておのが常態であります。それが一村に初めの間は一人、二人という状態であつても、最近はどこの村に行きましても、これが非常に結核の蔓延の誘因をなしておるのは、工場の方から貰つて来るのが主たる原因になつておるのでございます。然るに工場の方におきましては、實際入社する場合に適当な健診をやらない。健康診断をやつてこれを使ひ、毎月健診をやつて、予防衛生に向つて十分にやるなれば、私はそれ程までに病院で六分の一乃至三分の一となつておられます。これは直しませんで、率だけあります。

○中平常太郎君 この際傳染病の蔓延について大臣の御所見を伺いたいと思いますが、工場衛生の不備のために、主として私の考えるのは鐵維工業が主であります。その従業員の大部分が

女子であります。而もそれが習慣上今まで未婚の女子が皆工場に通うのをあります。通う期間は大体において結構あります。年を普通と申します。それが三年、五年を普通と申します。それが

風が直つて行くのじやないかと思ひます。又結核の治療はどうしても患者を除けましてベットに入れまして治療方法を本人に会得させることが必要であります。今度五万床程できておりますが、併しながら食糧問題で今のところ患者は約半分しか入つておりません。これは非常に残念でありますが、尙戦時中なくなつた長興又郎博士が中心になりましたして学術研究会を作りました。CGワクチンがございます。これについては二、三意義があるといふ人もありますが、今まで何百万人という者にやりました結果によりますと、死亡を八分の一に減ずることは統計上はつきりいたしております。これらのものが昔からあります、使い方によりまして非常にうまく行くということを我々の先輩が発見して呉れました。それを使つて成績を挙げております。加うるに日本の國內にまだ天然痘が出ております。発疹チブスが出ております。天然痘などは昔から日本には殆どなく、一人でも出ますと私共當局は本当に晝夜兼行で努力したものであります。この頃は毎日の机の上に電報が入つて参るような次第であります。まだ私は衛生状態について非常に寒心に堪えないものがあります。教育と施設と正しい指導というものを保健所を中心いたしまして、医師会の各位、その他の連絡を取つて一日も早く安心できるようにしたい。

お話しにはどのよう申しましても先程お話しございましたように全國民が協力して呉れなければならん。昔からすつと調べて見ますと、明治の初めにおきます衛生費用、それから大正末期におきます衛生費用、昭和の日支事変の始まる前の衛生費用は縣に対するものは同じであります。それを縣費について見ますとどんどん減つております。以前疾間衛生局長が調べたところによると僅に縣費の二パーセントの費用を以て縣民全体の衛生の費用とするといふことは困難じやないかと思います。今はともこの点については私共粉骨碎身努力いたしますが、どうか皆様方の御指導御協力をお願ひいたします。

○小杉イ子君 昔松浦有志太郎先生は満州に行くと大変結核が多いと言つて帰つて来るが、満鉄ほど結核にならない空氣の所はないとのつしやつたことがあります。その原因は、満鉄には大変石炭があつて、部室を暖め過ぎるため肺が悪くなる、それほど部室を温めても、やはり傳染病、傳染病もこの頃減つたといいますけれども、併し戰前の日本の傳染病から見ればまだ殖えております。加うるに日本の國內にまだ天然痘が出ております。発疹チブスが出ております。天然痘などは昔から日本には殆どなく、一人でも出ますと私共當局は本当に晝夜兼行で努力したものであります。この頃は毎日の机の上に電報が入つて参るような次第であります。まだ私は衛生状態について非常に寒心に堪えないものがあります。教育と施設と正しい指導というものを保健所を中心いたしまして、医師会の各位、その他の連絡を取つて一日も早く安心できるようにしたい。

お話しにはどのよう申しましても先程お話しございましたように全國民が協力して呉れなければならん。昔からすつと調べて見ますと、明治の初めにおきます衛生費用、それから大正末期におきます衛生費用、昭和の日支事変の始まる前の衛生費用は縣に対するものは同じであります。それを縣費について見ますとどんどん減つております。以前疾間衛生局長が調べたところによると僅に縣費の二パーセントの費用を以て縣民全体の衛生の費用とするといふことは困難じやないかと思います。今はともこの点については私共粉骨碎身努力いたしますが、どうか皆様方の御指導御協力をお願ひいたします。

○河崎ナツ君 今年は予算をもつと出で年は足りません。してお置きになるのですか。

○政府委員(濱野規矩雄君) とても今年は足りません。

さいまして、それにつきまして、先程お話しございましたのは、三百八十萬五千円といいますのは、三箇年平均において今年はそれだけで足りません。だということですか。

○政府委員(濱野規矩雄君) とても今年は足りません。

さいまして、それにつきまして、先程お話しございましたのは三百六十萬五千円といいますのは、三箇年平均において今年はそれだけで足りません。

もなく、私非常に留意をいたしております。まして、殊に衛生教育という形におましても、良き生活習慣、衛生習慣を持たず、持つて戴くということが保健所の仕事の一番重要な問題であると考へておるのであります。そうしてその衛生知識の普及徹底をやりますに当りますが、学校教育との連絡は固よりのこと、或は映画に、講演に、パンフレットに、各種の方法を用いるのであります。また、学校教育との連絡は固よりのこと、或は映画に、講演に、パンフレットに、各種の方法を用いるのであります。また、学校教育との連絡は固よりのこと、或は映画に、講演に、パンフレットに、各種の方法を用いるのであります。また、学校教育との連絡は固よりのこと、或は映画に、講演に、パンフレットに、各種の方法を用いるのであります。また、学校教育との連絡は固よりのこと、或は映画に、講演に、パンフレットに、各種の方法を用いるのであります。また、学校教育との連絡は固よりのこと、或は映画に、講演に、パンフレットに、各種の方法を用いるのであります。

間で申上げないと思ふのですが、どうも欧米に比べると日本は衛生知識が一般に普及していないように思います。

先にいろいろ金の問題がありますけれども、金でなくとも、まだ／＼もつとリカあたりの小学校を見て廻りますとやれる範囲が沢山あると思うのです。それでそのことを申上げますが、アメリカあたりの小学校を見て廻りますと

手拭なんかで拭かせない、まあ物資の豊富な所でもあるからでもありますようが、皆一人に一枚づつ紙をやる、そこの紙で拭かしておる。そんなように一

人々々に新しい紙をやるというようなことは日本ではできにくいと思ひますけれども、それくらいに注意してやつておる。それからこれはアメリカでもドイツでもですが、家庭を廻つて見る、と、主婦が日本で言うならば箸とかしあらじとか、そういうものの入れてある。日本なんかどうです。そういうことについての教育はできております。汚くなつてうつちやつてあるのが多い。そういう細かいところまで注意して行かんとうわけばかりしておつては机上の空論になつてしまつて実行ができないと思う。それからその家の附

りしたらしいことがあります、御説明願つたほうが多いのじやないかと思います。

○委員長(塚本重蔵君) 時間が今十一時半で、引続いて保健所の方はだいぶ問題も多かろうと思ひます。如何で

○中山壽慈君 それじやあ今日はおやりにならんのですか。

○委員長(塚本重蔵君) 次回にゆつくりやつた方がいいと思ひます。如何で

【賛成】と呼ぶ者あり

○服部教一君 簡単に私短かい時間の

三 好 始

青少年禁酒法

第一條 この法律は、心身発育の途上にある青少年を酒害から護り、教育、慰撫等の諸施設と相まって、次期時代を担当する者の健全な発達を期することを目的とする。

第二條 この法律において青少年とは、年齢二十五年未満の者をいう。

第三條 青少年は、酒類を飲用してはならない。

未成年者に対して親権を行ふ者は親権者に代つてこれを監督する者は、未成年者の飲酒を知つたときは、これを制止しなければならない。

営業者で、その業態上酒類を販賣又は供與する者は、青少年の飲用に供することを知つて、酒類を販賣又は供與してはならない。

第四條 前條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを科料に処する。

前條第三項の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

昭和二十一年八月二十一日印刷

昭和二十一年八月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 局